

【病院用】

別表1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外(休日夜間)対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	診療時間外(含む休日・夜間)に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所が、診療時間外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5)	入院食の情報	1 適時及び適温による食事の提供	
		2 病床外での食事可能	
		3 選択可能な入院食の提供	
6)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関
		2 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 更生医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 育成医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 精神通院医療指定医療機関	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
		10 生活保護法指定医療機関	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		11 医療保護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		12 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13 指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		14 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		15 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院

【病院用】

別表1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		18 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		19 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		20 特定機能病院	医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		21 地域医療支援病院	医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
		22 災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
		23 へき地拠点病院	「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
		24 小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
		25 救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
		26 臨床研修指定病院	医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		27 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		28 がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院の整備について(平成18年2月1日付健発第0201004号)」により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
		29 エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		30 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号通知)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		31 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当して都道府県が当該研究事業を委託した医療機関
		32 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所
		33 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		34 指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関
		36 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		37 総合周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設
		38 地域周産期母子医療センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことのできる医療施設
		39 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
		40 思春期相談クリニック事業実施医療機関	「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について(平成14年3月29日付雇児発第0329008号)」により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関
7)	学会認定医・専門医	1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会)	医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること
		2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会)	同上
		3 麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会)	同上
		4 放射線科専門医(社)日本医学放射線学会)	同上
		5 眼科専門医(財)日本眼科学会)	同上
		6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会)	同上
		7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会)	同上
		8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会)	同上
		9 形成外科専門医(社)日本形成外科学会)	同上

【病院用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	10 病理専門医(社)日本病理学会)	同上
	11 内科専門医(社)日本内科学会)	同上
	12 外科専門医(社)日本外科学会)	同上
	13 糖尿病専門医(社)日本糖尿病学会)	同上
	14 肝臓専門医(社)日本肝臓学会)	同上
	15 感染症専門医(社)日本感染症学会)	同上
	16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	同上
	17 血液専門医(社)日本血液学会)	同上
	18 循環器専門医(社)日本循環器学会)	同上
	19 呼吸器専門医(社)日本呼吸器学会)	同上
	20 消化器病専門医(財)日本消化器病学会)	同上
	21 腎臓専門医(社)日本腎臓学会)	同上
	22 小児科専門医(社)日本小児科学会)	同上
	23 口腔外科専門医(社)日本口腔外科学会)	同上
	24 内分泌代謝科専門医(社)日本内分泌学会)	同上
	25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	同上
	26 超音波専門医(社)日本超音波医学会)	同上
	27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	同上
	28 透析専門医(社)日本透析医学会)	同上
	29 脳神経外科専門医(社)日本脳神経外科学会)	同上
	30 リハビリテーション科専門医(社)日本リハビリテーション医学会)	同上
	31 老年病専門医(社)日本老年医学会)	同上
	32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	同上
	33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	同上
	34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	同上
	35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	同上
	36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	同上
	37 消化器内視鏡専門医(社)日本消化器内視鏡学会)	同上
	38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	同上
	39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	同上
	40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	同上
	41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	同上
	42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	同上
	43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	同上
	44 漢方専門医(社)日本東洋医学会)	同上
	45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	同上
	46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	同上
	47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	同上
	48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	同上
	49 アレルギー専門医(社)日本アレルギー学会)	同上
	50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	同上
	51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	同上

【病院用】

別表1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
8)	保有する施設設備	1 集中治療室(ICU)	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		2 冠状動脈疾患専用集中治療室(CCU)	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
		3 脳卒中専用集中治療室(SCU)	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する脳卒中ケアユニット入院管理料に関する施設基準を満たすもの
		4 呼吸器疾患専用集中治療室(RCU)	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
		5 新生児集中治療室(NICU)	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		6 母体胎児集中治療室(MFICU)	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		7 広範囲熱傷特定集中治療室	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する広範囲熱傷特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		8 手術室	
		9 無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がクラス1万以下であること等の要件を満たす無菌治療室
		10 機能訓練室	
		11 精神科保護室	
		12 病理解剖室	
		13 高気圧酸素治療室	
		14 ヘリコプターを含む患者搬送車	
		15 新生児搬送車	
9)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2 介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3 居宅介護支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所
		4 介護予防支援事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所
		5 老人介護支援センター	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所	①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は②居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所
		8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	①居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		11 特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

【病院用】

別表1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	12	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
	13	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
	14	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
	15	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(「介護専用型特定施設」)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
	16	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
10)	対応可能な短期滞在手術		
	①日帰り手術	1 皮膚、皮下腫瘍摘出術 2 腋臭症手術 3 半月板切除術 4 手根管開放手術 5 水晶体再建術 6 乳腺腫瘍摘出術 7 気管支狭窄拡張術 8 気管支腫瘍摘出術 9 ヘルニア手術 10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術 11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 12 経尿道的レーザー前立腺切除術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上
	②1泊2日手術	1 関節鼠摘出術 2 半月板縫合術 3 靭帯断裂縫合術 4 胸腔鏡下交感神経節切除術 5 頸下線腫瘍摘出術 6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術 7 下肢静脈瘤手術 8 腹腔鏡下胆嚢摘出術 9 腹腔鏡下虫垂切除術 10 痔核手術 11 経尿道的尿路結石除去術 12 尿失禁手術 13 子宮頸部切除術 14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 15 子宮付属器腫瘍摘出術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上

【病院用】

別表1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
11) 対応可能な予防接種		1 ジフテリアの予防接種 2 破傷風の予防接種 3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種 4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種 5 ポリオの予防接種 6 麻疹の予防接種 7 風疹の予防接種 8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種 9 日本脳炎の予防接種 10 BCGの予防接種 11 インフルエンザの予防接種 12 おたふくかぜの予防接種 13 水痘の予防接種 14 A型肝炎の予防接種 15 B型肝炎の予防接種 16 コレラの予防接種 17 狂犬病の予防接種 18 黄熱病の予防接種 19 肺炎球菌感染症の予防接種	
12) 対応可能な在宅医療			
①在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。)		24時間の往診が可能な場合に選択
	2 上記以外の往診		上記以外の往診の場合に選択
	3 地域連携退院時共同指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 在宅患者訪問診療		同上
	5 在宅時医学総合管理		同上
	6 在宅末期医療総合診療		同上
	7 救急搬送診療		同上
	8 在宅患者訪問看護・指導		同上
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導		同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理		同上
	11 訪問看護指示		同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導		同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導		同上
	14 歯科訪問診療		同上
②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	2 在宅自己注射指導管理		同上
	3 在宅自己腹膜灌流指導管理		同上
	4 在宅血液透析指導管理		同上
	5 在宅酸素療法指導管理		同上
	6 在宅中心静脈栄養法指導管理		同上

【病院用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
	8 在宅自己導尿指導管理	同上
	9 在宅人工呼吸指導管理	同上
	10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
	11 在宅悪性腫瘍患者指導管理	同上
	12 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
	13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
	14 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
	15 在宅気管切開患者指導管理	同上
	16 寝たきり老人訪問指導管理	同上
③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
	2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
	3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
	4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
	5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
	6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
	7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
	8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
	9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
	10 レスピレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択
	11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択
	12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択
	13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
	14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
	4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	5 薬局との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
13) 対応可能な介護保険サービス		
①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
	2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を適切に利用できるように心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。

【病院用】

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
22	③居宅サービス	1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する経費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
		2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④地域密着型サービス		1 夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		2 認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		3 小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		4 認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
⑤介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行うものをいう。	



【病院用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの		記載上の留意事項
23	⑥介護予防サービス	1	介護予防訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。
		2	介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		5	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		6	介護予防通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
		7	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		8	介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		9	介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の日常生活上の支援を行うことをいう。
		10	介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)(に)入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)(について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。	
14) 医療従事者	1	医師		
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	診療放射線技師	
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	

## 【病院用】

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
15)	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	1 検査	
		2 処方	
		3 予約	